

公共下水道水質検査業務

入札仕様書

令和6年3月27日

大和郡山市

上下水道部 業務課

公共下水道水質検査業務仕様書

1	件名	公共下水道水質検査業務
2	業務場所	大和郡山市地内
3	業務期間	始期 令和6年4月18日 終期 令和7年3月31日
4	開札日時 及び場所	令和6年4月18日(木) 9:00 大和郡山市上下水道部庁舎 2階 会議室
5	入札書提示額	入札者は、本仕様書に従い、水質検査項目、検査回数から算定される業務にかかる総費用を、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(本体価格)を記載すること。(ただし1円未満の端数は切り捨てた額であること)
6	詳細仕様	仕様書(10ページから)による
7	入札参加資格	<p>入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。</p> <p>(2) 計量法第107条第2号の規定に基づき、環境計量証明事業(水質濃度測定)の登録事業者であること。</p> <p>(3) 過去2年間(令和4・5年度)において、官公庁(国及び地方自治体)から水質濃度測定の業務を2件以上受注し、完全履行していること。</p> <p>(4) 国税の滞納のない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者(会社更生法にあっては更正手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。</p> <p>(6) ホームページの閲覧及び電子メールの送受信が可能である者であること。</p> <p>(7) 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。</p> <p>(8) 下記の暴力団等排除措置要件に該当していない者。 ① 代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められる、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められる。 ② 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる。 ③ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる。 ④ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。 ⑤ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは④に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる。</p>
8	入札説明書を 交付する場所	入札説明書等はホームページよりダウンロードのこと。 https://www.city.yamatokoriyama.lg.jp/soshiki/gyomuka/nyusatsu_keiyaku/3/14623.html

<p>9 入札参加資格の確認方法</p>	<p>この入札に参加を希望する者は、7に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、一般競争入札申請書(以下「申請書」という。)及び暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書(以下「誓約書兼承諾書」という。)、および下記の(1)③から⑦に記載される書類を提出しなければならない。なお、期限までに規定の書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(1)提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加申請書 ② 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書 ③ 令和4年度から令和5年度までの同種業務の委託契約実績表 (※当該契約書の写添付要) (国・都道府県・市町村との契約に限る。) ④ 計量法第107条第2号の規定に基づく、環境計量証明事業(水質濃度測定)の登録を証する書面 ⑤ 法人登記の登記事項証明(法人)もしくは住民票(個人事業者)(写) (大和郡山市の物品購入・委託業務等業者登録済の場合不要) ⑥ 印鑑証明書(写) (大和郡山市の物品購入・委託業務等業者登録済の場合不要) ⑦ 納税証明書(法人 その3の3)/(個人事業者 その3の2) (大和郡山市の物品購入・委託業務等業者登録済の場合は添付不要) <p>(2)提出期間 令和6年4月5日(金)17時まで</p> <p>(3)提出場所 〒639-1005 大和郡山市植槻町6番10号 大和郡山市上下水道部業務課</p> <p>(4)提出方法 持参又は郵送によること。なお郵送については当日必着</p> <p>(5)入札参加資格の確認 申請書及び確認資料の提出のあった者(以下「申請者」という。)には、令和6年4月8日までに次に掲げる事項を記載した結果確認通知書をメールにて送付する。 ア 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨 イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由 ウ 入札参加資格の確認通知書において、入札保証金の納付が必要とされた者は、市の指定する日までに入札保証金を支払わなければ失格となり、入札に参加できない。</p> <p>(6)その他 ア 申請書及び確認資料の作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とする。 イ 市長は、提出された申請書及び確認資料を入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。 ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。</p>
<p>10 仕様書等への質問</p>	<p>(1)仕様書等の内容について質問がある場合は、次のとおり電子メールにより提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 提出期間 令和6年4月5日(金) 17時まで イ 送信先 大和郡山市上下水道部 業務課 ウ 提出先アドレス suigyo@city.yamatokoriyama.lg.jp <p>(2) (1)の回答については、入札参加資格を有すると認めた者に対して直接メールで行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 回答期限 令和6年4月8日(月)

11 入札手続等	<p>(1)入札保証金 免除（大和郡山市契約規則第6条第2号による）</p> <p>(2)契約保証金 免除（大和郡山市契約規則第22条第3号による）</p> <p>(3)契約書作成の要否 要</p> <p>(4)支払条件 納入が適正に行われた後に、落札者が提出した適正な請求書に基づき、受理した日から起算して30日以内に、契約金額を支払うものとする。</p> <p>(5)最低制限価格 設定しない。</p>
12 入札書の郵送期限	<p style="text-align: center;">令和6年4月17日(水) 17時00分 までに必着 簡易書留郵便で送付すること (送付先は9.(3)に同じ)</p>
13 入札上の注意	<p>（入札の基本的事項）</p> <p>1 入札者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、その他関係法令、及び仕様書、図面その他契約に必要な条件を承諾のうえ、入札すること。 （公正な入札の確保）</p> <p>2 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはなりません。 （消費税及び地方消費税に伴う入札金額の記入方法）</p> <p>3 入札書は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（課税事業者、免税事業者問わず。）を記入すること。なお、落札金額及び契約金額は、入札書に記入された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とします。 （入札書の金額の数字）</p> <p>4 入札書に記入する数字はアラビア数字を用い、数字の前には¥（円記号）を記入してください。 （入札書の記載事項の訂正）</p> <p>5 記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、使用印を押印してください。ただし、金額の訂正は認めません。また、郵送後の一般競争入札参加申請書、入札書およびその他必要書類の記載事項の訂正は一切認めません。 （入札の辞退）</p> <p>6 郵便入札において、入札を辞退する場合は開札の前日までに辞退届を市長に提出してください。また、入札書等の郵送後においても、開札日の前日までは入札辞退を認めます。この場合、入札を辞退する者は辞退届を市長に提出してください。 ② 辞退届を提出して入札を辞退した場合においても、これを理由に指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはありません。 （入札書等の提出方法）</p> <p>7 当該郵便入札に参加する者は、入札書に記名押印し、大和郡山市が指定する記載方法の封筒へ封入し、指定された入札書の郵送到達期限までに簡易書留郵便により、指定の宛先まで郵送してください。 ② 提出された入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできません。 （無効の郵便入札）</p> <p>8 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。この場合、無効とした入札書等は返却しません。 申請書、入札書およびその他必要書類の記載事項の訂正は一切認めません。</p> <p>(1) 市長が定める入札条件に違反した入札 (2) 入札書に記名押印のない入札 (3) 入札書、郵送用封筒、その他必要書類の数字又は文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札 (4) 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札 (5) 直接入札担当課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札 (6) 期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札 (7) 簡易書留郵便以外の方法による入札</p>

- (8) 入札書以外のものが同封された入札
(9) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札
(10) その他、指示した条件に違反すると認められる入札
(開札)
- 9 開札は、市職員による開札事務従事者、当該入札事務に関係のない職員及び開札立会人により執行します。
- ② 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、その時点で開札立会人にくじを引かせて落札者を決定します。この場合、開札立会人がくじを引かない場合は、代わりに当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。
- ③ 開札の立ち会いを希望する入札者は、開札日の前日(休日の場合は、その前日)の正午までに電子メールで申し込みをしてください。
(入札の延期、中止及び取消し)
- 10 郵便入札において郵便事情等により事故が発生したとき、又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消を行います。
(落札者の決定)
- 11 予定価格以下で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に通知し、入札結果を書面により閲覧に供します。
(再度入札)
- 12 本入札において予定価格以内の入札者がなかった場合は、予定価格を公表のうえで1週間以内に再度入札を実施します。この場合において、入札方法は本入札に準ずるものとします。
(契約書の提出)
- 13 落札者は、落札の申し渡しを受けたときは、その日を含めて5日以内(大和郡山市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)に契約書に記名押印のうえ提出してください。
(落札の無効)
- 14 落札者が、前項の期間内に記名押印した契約書を市に提出しないときは、その落札は無効とします。
(異議の申し立て)
- 15 入札者は、入札後、この心得その他の入札の内容の不明を理由として、異議を申し立てることができません。

13 入札上の注意
つづき

16 入札書を提出する封筒の記載方法

入札書は下図のように封書に記載して封入し、簡易書留郵便で郵送到着期限までに送付してください。

封筒は中に入札金額等が透けてみえないものを使用してください。

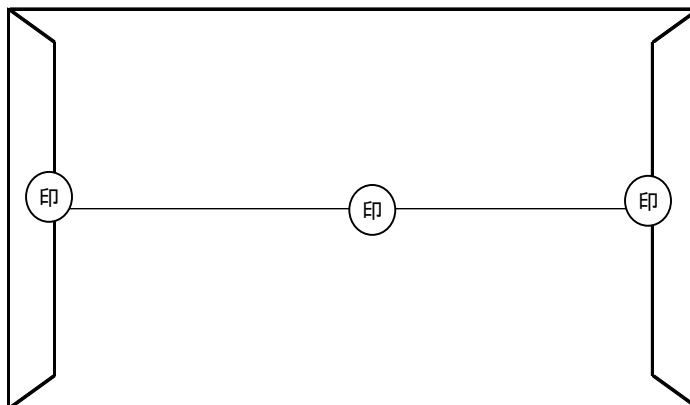
簡易書留
郵便相当
額の切手

〒 639-1005
奈良県大和郡山市植槻町6番10号
上下水道部 業務課

大和郡山市長 上田 清 様

簡
易
書
留

一般競争入札 入札書在中	
入札件名	公共下水道水質検査業務
業務場所	大和郡山市地内
入札書到着期限	令和6年4月17日(水) 17:00
商号	株式会社 ●●●●
代表者名	代表取締役 ■■■■
連絡先	連絡先電話番号
担当者名	▲▲ ▲▲



入札書の記載方法

別添の入札書の様式をご利用ください。

入札書記載例

入 札 書

1 件 名 公共下水道水質検査業務

2 業務場所 大和郡山市地内

3 入札金額

¥	○	○	○	○	○	○	○	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

大和郡山市契約規則により上記のとおり入札いたします。

大和郡山市長 上 田 清 様

令和 年 月 日

住所・入札業者名・代表者名
を記載のうえ、代表者印を押
印

住所 _____

商号又は名称 _____ 印

代表者氏名 _____ 印

開札日の前日までの日付を記載

切り取って封筒にお貼りください。

〒 639-1005
奈良県大和郡山市植槻町6番10号
上下水道部 業務課

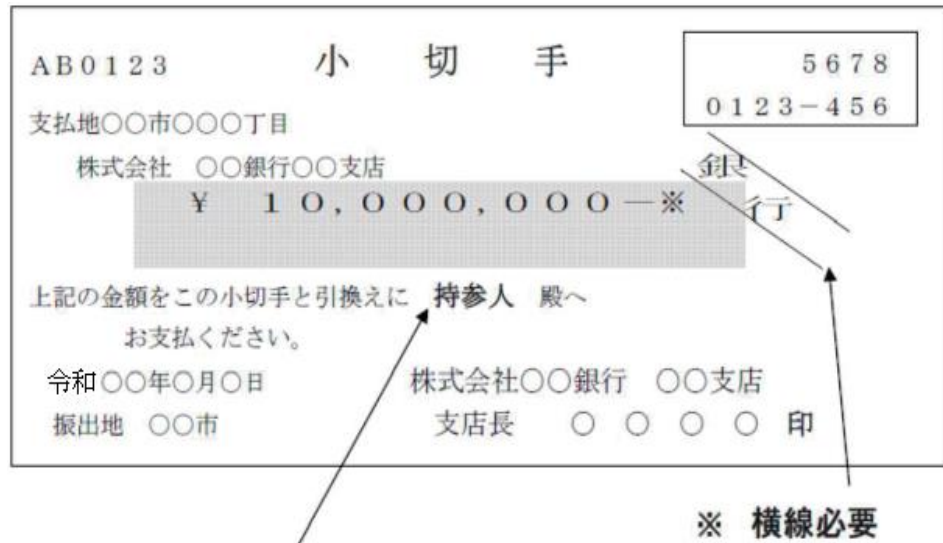
大和郡山市長 上田 清 様

入札件名	公共下水道水質検査業務
業務場所	大和郡山市地内
入札書到着期限	令和6年4月17日(水) 17:00
商 号
代表者名
連 絡 先
担当者名

一般競争入札 入札書在中

14 銀行振出
小切手の見本

入札保証金として、現金と同様に納めることができる小切手は、銀行振出小切手（預金小切手又は預手という）だけです。
この小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出すもので、通常、振出人、支払人とも同一金融機関です。



(例) ※ 持参人

- (注) ①振出人、支払人とも同一金融機関であること。
②持参人であること。
③振出日から5日以内であること。

入 札 書

1 件 名 公共下水道水質検査業務

2 業務場所 大和郡山市地内

3 入札金額

									円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

大和郡山市契約規則により上記のとおり入札いたします。

大和郡山市長 上 田 清 様

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

公共下水道水質検査業務仕様書

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本業務は、公共下水道水質検査における委託業務について、その業務に必要な事項を定めることを目的とする。

(業務数量)

第 2 条 本業務における作業数量は、下記のとおりとする。

- | | | |
|--------------|------|-----|
| (1) 事業場 | 45ヶ所 | 年4回 |
| (2) 流域下水道接続点 | 38ヶ所 | 年1回 |
| (3) 郡山ポンプ場 | | 年4回 |

(準拠法令)

第 3 条 本業務の実施にあたっては、本仕様書並びに下記の法令等に遵守し遂行するものとする。

- (1) 下水道法
- (2) 下水道法施行令
- (3) 下水の水質の検定方法に関する省令
- (4) 環境庁大臣が定める排水基準に係る検定方法
- (5) 大和郡山市下水道条例
- (6) 大和郡山市下水道条例施行規程
- (7) その他関係法令等

(疑 義)

第 4 条 本業務の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項又は疑義が生じた場合は、委託者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）双方で協議の上、甲の指示を受けるものとする。

(貸与資料)

第 5 条 甲は、本業務に必要な資料を乙に貸与するものとする。乙は、破損・汚損・紛失等の事故の無いよう貸与資料を管理、取り扱うものとし、業務完了後は速やかに返却するものとする。

(履行期限)

第 6 条 本業務の履行期間は、契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

第 2 章 業務内容

(汚水の採水及び水質検査)

第 7 条 乙は、甲の指定する公共汚水柵及び人孔で汚水の採水を行い水質検査を行うこと。

(汚水の採取場所及び検査項目等)

第8条 本業務の汚水採水場所及び検査項目、検査回数は別紙(1)、(2)、(3)、(4)、(5)のとおりとする。

(他人の土地への立ち入り)

第9条 乙は、他人の土地に立ち入って調査する必要があるときは、関係人の了承をえること。

(検査結果の報告)

第10条 乙は、試料採水後14日以内に検査結果2部と現場写真を甲に報告しなければならない。なお、報告は採水月の月末3日前までにするものとする。

(その他)

第11条 乙は、作業完了後、検査結果に瑕疵があった場合には、責任をもってその誤りを訂正し、甲に報告しなければならない。

第12条 乙は、道路上で作業を着手する前に、所轄警察署長に道路使用許可申請を行い、許可を受けなければならない。

第13条 乙は、道路上で作業を行う際に、必要な交通誘導警備員を配置して交通の危険を防止し、交通の安全と円滑を図らなければならない。

第14条 乙は、試料採水作業を行う際に、労働安全衛生法による酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者を作業員に配置しなければならない。

水質検査項目

別紙(1)

番号	項目
1	温度
2	水素イオン濃度
3	生物化学的酸素要求量
4	浮遊物質
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量
6	鉍油類含有量 動植物油脂類含有量
7	窒素含有量
8	燐含有量
9	沃素消費量
10	カドミウム及びその化合物
11	シアン化合物
12	有機燐化合物
13	鉛及びその化合物
14	六価クロム化合物
15	砒素及びその化合物
16	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物
17	アルキル水銀化合物
18	ポリ塩化ビフェニル
19	トリクロロエチレン
20	テトラクロロエチレン
21	ジクロロメタン
22	四塩化炭素
23	1, 2-ジクロロエタン
24	1, 1-ジクロロエチレン
25	シス-1, 2-ジクロロエチレン
26	1, 1, 1-トリクロロエタン
27	1, 1, 2-トリクロロエタン
28	1, 3-ジクロロプロペン
29	チウラム
30	シマジン
31	チオベンカルブ
32	ベンゼン
33	セレン及びその化合物
34	フェノール類
35	銅及びその化合物
36	亜鉛及びその化合物
37	鉄及びその化合物(溶解性)
38	マンガン及びその化合物(溶解性)
39	クロム及びその化合物
40	ふつ素及びその化合物
41	大腸菌群数
42	ダイオキシン類
43	ほう素及びその化合物
44	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量
45	化学的酸素要求量

令和6年度 事業場水質検査予定表

別紙(2)

事業所名	水質監視項目番号	監視回数 回/年	月												備考	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1 TOTOプラテクノ(株)	1, 2, 3, 4(7, 8 年1回)	4		○		○				○			○			7, 8は初回
2 奈良厚生会病院	1, 2, 3, 4(7, 8, 16 年1回)	4		○		○				○			○			7, 8, 16は初回
3 タマノイ酢(株) No.1	1, 2, 3, 4, 9(7, 8 年1回)	4		○		○				○			○			7, 8は初回
4 タマノイ酢(株) No.2	1, 2, 3, 4, 9(7, 8 年1回)	4		○		○				○			○			7, 8は初回
5 (株)カイバラ	1, 2, 3, 4(7, 8 年1回)	4		○		○				○			○			7, 8は初回
6 (株)フルックス	1, 2, 3, 4(7, 8 年1回), (5, 6 年2回)	4		○		○				○			○			7, 8は初回 5, 6は5月と7月
7 釜屋化学工業(株)	1, 2, 3, 4(7, 8 年1回)	4		○		○				○			○			7, 8は初回
8 ツバキ・ナカシマ(株)	1, 2, 3, 4(7, 8 年1回)	4		○		○				○			○			7, 8は初回
9 太平食品工業(株)	1, 2, 3, 4(7, 8 年1回)	4		○		○				○			○			7, 8は初回
10 ハウス食品工業(株)	1, 2, 3, 4(7, 8 年1回)	4		○		○				○			○			7, 8は初回
11 クオリカブス(株) No.1	1, 2, 3, 4, 9(7, 8 年1回)	4		○		○				○			○			7, 8は初回
12 クオリカブス(株) No.2	1, 2, 3, 4, 9(7, 8 年1回)	4		○		○				○			○			7, 8は初回
13 ザ・バック(株)	1, 2, 3, 4(7, 8 年1回), (5, 6 年2回)	4		○		○				○			○			7, 8は初回 5, 6は5月と7月
14 敷島製パン(株)(工場)	1, 2, 3, 4(7, 8 年1回)	4		○		○				○			○			7, 8は初回
15 敷島製パン(株)(増設食堂)	1, 2, 3, 4(7, 8 年1回)	4		○		○				○			○			7, 8は初回
16 イオンモール(株)	1, 2, 3, 4(7, 8 年1回), (5, 6 年2回)	4		○		○				○			○			7, 8は初回 5, 6は5月と7月
17 アビタ大和郡山店	1, 2, 3, 4(7, 8 年1回), (5, 6 年2回)	4		○		○				○			○			7, 8は初回 5, 6は5月と7月
18 花咲き苑 大和郡山作業所	1, 2, 3, 4(7, 8 年1回), (5, 6 年2回)	4		○		○				○			○			7, 8は初回 5, 6は5月と7月
19 シャープ(株)	1, 2, 3, 4(7, 8 年1回)	4		○				○			○			○		7, 8は初回
20 大阪ビグメント(株)	1, 2, 3, 4(7, 8 年1回)	4		○				○			○			○		7, 8は初回
21 明興関包スチール(株)	1, 2, 3, 4(7, 8 年1回)	4		○				○			○			○		7, 8は初回
22 ダイキンファインテック(株)	1, 2, 3, 4(7, 8 年1回)	4		○				○			○			○		7, 8は初回
23 林一(株)センタンアイスクリーム	1, 2, 3, 4(7, 8 年1回)	4		○				○			○			○		7, 8は初回
24 ニチアス(株)	1, 2, 3, 4(7, 8 年1回)	4		○				○			○			○		7, 8は初回
25 ニッタ(株)	1, 2, 3, 4(7, 8 年1回)	4		○				○			○			○		7, 8は初回
26 大徳食品(株)	1, 2, 3, 4(7, 8 年1回)	4		○				○			○			○		7, 8は初回
27 (株)日本アシスト	1, 2, 3, 4(7, 8 年1回)	4		○				○			○			○		7, 8は初回
28 大和郡山病院	1, 2, 3, 4(7, 8, 16 年1回)	4		○				○			○			○		7, 8, 16は初回
29 田北病院	1, 2, 3, 4(7, 8, 16 年1回)	4		○				○			○			○		7, 8, 16は初回
30 郡山青藍病院	1, 2, 3, 4(7, 8, 16 年1回)	4		○				○			○			○		7, 8, 16は初回
31 辻井染織(株)	1, 2, 3, 4(7, 8 年1回)	4		○				○			○			○		7, 8は初回
32 大和郡山市給食センター矢田	1, 2, 3, 4(7, 8 年1回)	4			○				○			○			○	7, 8は初回
33 ハッピーフーズ(株)	1, 2, 3, 4(7, 8 年1回)	4			○				○			○			○	7, 8は初回
34 味覚糖(株)	1, 2, 3, 4(7, 8 年1回)	4			○				○			○			○	7, 8は初回
35 奈良県中央卸売市場	1, 2, 3, 4(7, 8 年1回)	4			○				○			○			○	7, 8は初回
36 (株)三木食品工業	1, 2, 3, 4(7, 8 年1回)	4			○				○			○			○	7, 8は初回
37 大和郡山市給食センター高田	1, 2, 3, 4(7, 8 年1回)	4			○				○			○			○	7, 8は初回
38 岩倉印刷紙業(株)	1, 2, 3, 4(7, 8 年1回), (5, 6 年2回)	4			○				○			○			○	7, 8は初回 5, 6は6月と9月
39 大同化学(株)	1, 2, 3, 4(7, 8 年1回), (5, 6 年2回)	4			○				○			○			○	7, 8は初回 5, 6は6月と9月
40 豊国ヌードル(株)	1, 2, 3, 4(7, 8 年1回)	4			○				○			○			○	7, 8は初回
41 パナソニック(株)東ブロック東	1, 2, 3, 4(7, 8 年1回)	4			○				○			○			○	7, 8は初回
42 パナソニック(株)東ブロック南	1, 2, 3, 4(7, 8 年1回)	4			○				○			○			○	7, 8は初回
43 パナソニック(株)西ブロック南	1, 2, 3, 4(7, 8 年1回)	4			○				○			○			○	7, 8は初回
44 センナリフーズ(株)	1, 2, 3, 4(7, 8 年1回), (5, 6 年2回)	4			○				○			○			○	7, 8は初回 5, 6は6月と9月
45 奈良工業高等専門学校	1, 2, 3, 4(7, 8, 16, 21 年1回)	4			○					○			○			7, 8は初回 16, 21は9月

令和6年度 接続点水質検査予定表

別紙(3)

接続点	水質監視項目番号	監視回数 回/年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
1 佐保川14	1, 2, 3, 4, 7, 8	1							○						
2 佐保川15	1, 2, 3, 4, 7, 8	1							○						
3 佐保川16	1, 2, 3, 4, 7, 8	1							○						
4 佐保川17	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 16	1							○						
5 佐保川18	1, 2, 3, 4, 7, 8	1							○						
6 佐保川19	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 16	1							○						
7 佐保川20	1, 2, 3, 4, 7, 8	1							○						
8 佐保川21-1	1, 2, 3, 4, 7, 8	1							○						
9 佐保川22	1, 2, 3, 4, 7, 8	1							○						
10 佐保川23	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8,	1							○						
11 佐保川24	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 11, 13, 35, 36, 37, 38, 40	1							○						
12 佐保川25	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 34, 35, 36, 37, 38, 39	1							○						
13 佐保川26	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 34	1							○						
14 佐保川27	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 15, 36	1							○						
15 佐保川28	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 26, 34, 35, 36, 37	1							○						
16 佐保川29	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 13, 34, 35, 36, 37	1							○						
17 富雄川13-1	1, 2, 3, 4, 7, 8	1							○						
18 富雄川14	1, 2, 3, 4, 7, 8	1							○						
19 富雄川15-1	1, 2, 3, 4, 7, 8	1							○						
20 富雄川15	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	1							○						
21 富雄川16	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	1							○						
22 富雄川16-1	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	1							○						
23 富雄川16-2	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	1							○						
24 富雄川17	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	1							○						
25 富雄川18	1, 2, 3, 4, 7, 8	1							○						
26 富雄川19	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	1							○						
27 富雄川20	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 17, 34, 35, 36, 37	1							○						
28 富雄川21	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	1							○						
29 富雄川22	1, 2, 3, 4, 7, 8	1							○						
30 富雄川23	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 16	1							○						
31 天理北11	1, 2, 3, 4, 7, 8	1							○						
32 樺本北3	1, 2, 3, 4, 7, 8	1							○						
33 樺本北5	1, 2, 3, 4, 7, 8	1							○						
34 樺本北6	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	1							○						
35 樺本北8	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	1							○						
36 樺本北14	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	1							○						
37 南奈良5	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	1							○						
38 南奈良5-1	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	1							○						

令和6年度 郡山ポンプ場水質検査項目

別紙(4)

水質検査項目番号	時期
1×4検体, 2×4検体, 3×4検体, 4×4検体, 41×4検体, 45×4検体	随時
1×4検体, 2×4検体, 3×4検体, 4×4検体, 41×4検体, 45×4検体	随時
1×4検体, 2×4検体, 3×4検体, 4×4検体, 41×4検体, 45×4検体	随時
1×4検体, 2×4検体, 3×4検体, 4×4検体, 41×4検体, 45×4検体	随時

項目別年間延べ検査件数

別紙(5)

番号	項目	件数(回)
1	温度	234
2	水素イオン濃度	234
3	生物化学的酸素要求量	234
4	浮遊物質	234
5	ノルマルヘキサン	39
6	抽出物質含有量	
		39
7	窒素含有量	83
8	燐含有量	83
9	沃素消費量	21
10	カドミウム及びその化合物	1
11	シアン化合物	1
13	鉛及びその化合物	2
15	砒素及びその化合物	1
16	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	8
17	アルキル水銀化合物	1
21	ジクロロメタン	1
26	1,1,1-トリクロロエタン	1
34	フェノール類	5
35	銅及びその化合物	5
36	亜鉛及びその化合物	6
37	鉄及びその化合物(溶解性)	5
38	マンガン及びその化合物(溶解性)	2
39	クロム及びその化合物	1
40	ふつ素及びその化合物	1
41	大腸菌群数	16
45	化学的酸素要求量	16